

臨床研修制度義務化に伴う専門医申請資格の変更についての説明

日本形成外科学会 理事長 杉原平樹
専門医制度検討委員会 委員長 鈴木茂彦

平成16年4月の通常総会にて臨床研修制度義務化に伴う専門医申請資格の変更が承認されました。変更内容は昨年発行された日形会誌24巻9月号に会告されており、日本形成外科学会ホームページにも掲載されていますが、会告の文面が分かりにくいという指摘があります。定款の専門医制度細則の解釈も分かりにくいと思われます。そこで疑義が生じないように、細則の一部改定案が理事会で検討されていますが、改訂されるのは来年4月の総会での承認後になります。会員の皆様方も専門医申請の準備などがあるかと存じますので、すでに掲載されている会告内容についてご説明いたします。

1. 臨床研修制度義務化に伴う専門医申請資格の変更

- 1) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。
4年以上引き続いて日本形成外科学会正会員であること。平成18年4月より施行する。
- 2) 臨床研修期間中に日本形成外科学会に入会した場合、臨床研修期間中に取得した学術研修会の受講証明証は有効とする。平成16年4月より施行する。

義務化された臨床研修制度を受けた方は、平成18年4月以降(臨床研修終了後)に入会した場合、4年後以降に申請できます。具体的に言えば平成18年4月に入会すれば、平成22年秋以降に申請ができます。平成16年、17年の臨床研修中に入会した場合も、申請できるのは平成22年以降になりますが、平成16年、17年中に学術研修会を受けておればその受講証明証は有効になります。

義務化された臨床研修制度を受けていない方に関しては、文面に記載されておりません。したがってこれまでどおり6年の入会歴と形成外科研修が必要です。ただし、2年以内の外科系研修を含むことができます。しかし、このまま推移しますと平成22年度以降の専門医申請において、義務化された臨床研修を受けた人と、そうでない人で申請時期に逆転が生じますので、逆転が生じないように、平成22年度以降の専門医申請受付では一律4年以上の入会歴と形成外科研修で申請資格が得られるように、細則の改定が予定されています。ただし、義務化された臨床研修を受けていない人の申請資格については、専門医認定委員会の認定を必要とする方向で検討されています。

2. 専門医試験の申請資格の変更

1) 従来申請資格に加え、形成外科に関する論文を単独または筆頭著者として1編以上を必要とする。掲載誌は専門医生涯教育制度細則に準ずる。平成18年4月より施行する。
論文の提出は、来年度(平成18年度)以降の全ての専門医申請者に義務付けられます。生涯教育制度施行細則には、論文について「日本形成外科学会会誌、雑誌：形成外科、関連学会誌、外国で発行の形成外科専門誌、その他委員会で認めたもの」と記載されています。関連学会誌についても生涯教育制度施行細則にあげられている学会誌ということになります。外国で発行の形成外科専門誌というのは、reviewerの制度のある英文形成外科雑誌を指しています。以上4種類の雑誌掲載論文を原則としています。これ以外の雑誌掲載論文を申請に使用したい場合は、事前に学会事務局へお問い合わせください。